

## 第54号議案

芦屋市職員の退職手当に関する条例及び芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市職員の退職手当に関する条例及び芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成25年9月3日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

国家公務員退職手当法施行令の一部改正を参考に、定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例を見直すとともに、定年前に退職する意思を有する職員の募集に係る募集実施要項の記載事項等を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

## 芦屋市条例第 号

芦屋市職員の退職手当に関する条例及び芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市職員の退職手当に関する条例（昭和30年芦屋市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条第2項中「によらず」の次に「、かつ、第7条の6第11項に規定する認定を受けないで」を加え、「を含む」を「及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第7条の4第4項において「自己都合等退職者」という」に、「その者が」を「自己都合等退職者が」に改める。

第4条の2第1項を次のように改める。

11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 芦屋市職員の定年等に関する条例（昭和59年芦屋市条例第4号。以下「定年条例」という。）第2条の規定により退職した者（定年条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）
- (2) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの
- (3) 第7条の6第11項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

第4条の2に次の1項を加える。

- 3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりと

する。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

第5条の見出し中「整理退職等」を「25年以上勤続後の定年退職等」に改め、同条第1項を次のように改める。

次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 25年以上勤続し、定年条例第2条の規定により退職した者（定年条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）
- (2) 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者
- (3) 第7条の6第11項に規定する認定（同条第1項第2号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者
- (4) 公務上の傷病又は死亡により退職した者
- (5) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの
- (6) 25年以上勤続し、第7条の6第11項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

第5条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

第6条の表以外の部分中「第5条第1項」を「第4条の2第1項第3号及び第5条第1項（第1号を除く。）」に、「達する日前」を「達する日から6月前」に、「25年」を「20年」に、「10年」を「15年」に、「同項」を「第4条の2第1項、第5条第1項」に改め、同条の表読み替える規定の欄中「第5条第1項」を「第4条の2第1項及び第5条第1項」に改め、同表読み替える字句の欄中「100分の2」を「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」に改める。

第6条の3の次に次の1条を加える。

（退職の理由の記録）

第6条の4 任命権者は、第4条の2第1項第2号及び第5条第1項第5号に掲げる者の退職の理由について、記録を作成しなければならない。

第7条の3の表読み替える字句の欄中「100分の2」を「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」に改める。

第7条の4第4項第1号中「自己都合退職者（第4条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）」を「自己都合等退職者」に改め、同項第2号から第5号までの規定中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に改める。

第7条の5の次に次の1条を加える。

（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）

第7条の6 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

- (1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
- (2) 職制、定数又は組織の改廃を円滑に実施することを目的とし、当該職制又は組織に属する職員を対象として行う募集

2 任命権者は、前項の規定による募集（以下この条において「募集」という。）

を行うに当たっては、当該募集に関し次に掲げる必要な事項を記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

- (1) 前項各号の別
  - (2) 第11項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間
  - (3) 募集する人数
  - (4) 募集の期間
  - (5) 募集の対象となるべき職員の範囲
  - (6) 募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨
  - (7) 第9項の規定による応募（以下この条において「応募」という。）又は応募の取下げに係る手続
  - (8) 第12項の規定による通知の予定時期
  - (9) 第7項に規定する時点で募集の期間が満了するものとするときは、その旨及び同項に規定する応募上限数
  - (10) 募集に関する問合せを受けるための連絡先
- 3 任命権者は、募集実施要項に前項第5号に掲げる職員を記載するときは、当該職員の範囲に含まれる職員の数が募集をする人数に1を加えた人数以上となるようにしなければならない。ただし、第1項第2号に掲げる募集を行う場合は、この限りでない。
- 4 任命権者は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。
- 5 任命権者は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。
- 6 任命権者は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
- 7 任命権者が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした職員の数が募集をする人数以上の一定数（以下この項において「応募上限数」という。）に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募をした職員の数が応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。

- 8 任命権者は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
- 9 次に掲げる者以外の職員は、募集の期間中いつでも応募し、第16項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。
- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者
  - (2) 第2項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
  - (3) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者
- 10 前項の規定による応募又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであつて、任命権者は職員に対し、これらを強制してはならない。
- 11 任命権者は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をする人数を超える場合であつて、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。
- (1) 応募者が募集実施要項又は第9項の規定に適合しない場合
  - (2) 応募者が応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（第9項第3号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合
  - (3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
  - (4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は

長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

- 1 2 任命権者は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。
- 1 3 任命権者が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行つた後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。
- 1 4 任命権者は、認定を行つた後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下この項及び次項において「認定応募者」という。）が第16項第3号に規定する退職すべき期日（以下この項及び次項において「退職すべき期日」という。）に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。
- 1 5 任命権者は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。
- 1 6 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。
  - (1) 第13条第1項各号のいずれかに該当するに至つたとき。
  - (2) 第20条第1項又は第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至つたとき。
  - (3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかつたとき（前2号に掲げるときを除く。）。
  - (4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び第9項第3号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。
  - (5) 第9項の規定により応募を取り下げたとき。
- 1 7 任命権者は、この条の規定による募集及び認定について、募集実施要項（第

1 1 項に規定する方法を周知した場合にあつては当該方法を含む。) 及び認定を受けた応募者の数を公表しなければならない。

第 8 条第 7 項中「前条」を「第 7 条の 5」に改める。

(芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部改正)

第 2 条 芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例（昭和 3 6 年芦屋市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「。第 5 条の 3 において「給与条例」という。」を削り、「給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条第 2 項中「によらず」の次に「、かつ、第 6 条の 7 第 1 1 項に規定する認定を受けないで」を加え、「を含む」を「及び傷病によらず、地方公務員法第 2 8 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第 6 条の 5 第 4 項において「自己都合等退職者」という」に、「その者が」を「自己都合等退職者が」に改める。

第 4 条第 1 項を次のように改める。

1 1 年以上 2 5 年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 芦屋市職員の定年等に関する条例（昭和 5 9 年芦屋市条例第 4 号。以下「定年条例」という。）第 2 条の規定により退職した者（定年条例第 4 条第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）
- (2) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で芦屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が市長と協議して定めるものに該当するもの
- (3) 第 6 条の 7 第 1 1 項に規定する認定（同条第 1 項第 1 号に係るものに限る。）を受けて同条第 1 6 項第 3 号に規定する退職すべき期日に退職した者

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりと



する。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

第5条の見出し中「整理退職等」を「25年以上勤続後の定年退職等」に改め、同条第1項を次のように改める。

次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 25年以上勤続し、定年条例第2条の規定により退職した者（定年条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）
- (2) 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者
- (3) 第6条の7第11項に規定する認定（同条第1項第2号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者
- (4) 公務上の傷病又は死亡により退職した者
- (5) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で教育委員会が市長と協議して定めるものに該当するもの
- (6) 25年以上勤続し、第6条の7第11項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

第5条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

第5条の3の表以外の部分中「第5条第1項」を「第4条第1項第3号及び第5条第1項（第1号を除く。）」に、「達する日前」を「達する日から6月前」に、「25年」を「20年」に、「10年」を「15年」に、「同項」を「第4条第1項、第5条第1項」に改め、同条の表読み替える規定の欄中「第5条第1項」を「第4条第1項及び第5条第1項」に改め、同表読み替える字句の欄中「100分の2」を「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教職員にあつては、100分の2）」に改める。

第5条の4の次に次の1条を加える。

（退職の理由の記録）

第5条の5 教育委員会は、第4条第1項第2号及び第5条第1項第5号に掲げる者の退職の理由について、記録を作成しなければならない。

第6条の4の表読み替える字句の欄中「100分の2」を「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教職員にあつては、100分の2）」に改める。

第6条の5第4項第1号中「自己都合退職者（第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）」を「自己都合等退職者」に改め、同項第2号から第5号までの規定中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に改める。

第6条の6の次に次の1条を加える。

（定年前に退職する意思を有する教職員の募集等）

第6条の7 教育委員会は、定年前に退職する意思を有する教職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

- (1) 教職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である教職員を対象として行う募集
- (2) 職制、定数又は組織の改廃を円滑に実施することを目的とし、当該職制又は組織に属する教職員を対象として行う募集

2 教育委員会は、前項の規定による募集（以下この条において「募集」という。）を行うに当たっては、当該募集に関し次に掲げる必要な事項を記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき教職員に周知しなければならない。

- (1) 前項各号の別
- (2) 第11項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間
- (3) 募集する人数
- (4) 募集の期間
- (5) 募集の対象となるべき教職員の範囲
- (6) 募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨
- (7) 第9項の規定による応募（以下この条において「応募」という。）又は応募の取下げに係る手続
- (8) 第12項の規定による通知の予定時期
- (9) 第7項に規定する時点で募集の期間が満了するものとするときは、その旨及び同項に規定する応募上限数
- (10) 募集に関する問合せを受けるための連絡先

3 教育委員会は、募集実施要項に前項第5号に掲げる教職員を記載するときは、当該教職員の範囲に含まれる教職員の数が募集をする人数に1を加えた人数以上となるようにしなければならない。ただし、第1項第2号に掲げる募集を行う場合は、この限りでない。

4 教育委員会は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。

5 教育委員会は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。

6 教育委員会は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき教職員に周知しなければならない。

7 教育委員会が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした教職員の数が募集をする人数以上の一定数（以下この項において「応募上限数」という。）に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募をした教職員の数が応募上限数に達した時点

で募集の期間は満了するものとする。

8 教育委員会は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき教職員に周知しなければならない。

9 次に掲げる者以外の教職員は、募集の期間中いつでも応募し、第16項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。

(1) 臨時的に任用される教職員その他の法律により任期を定めて任用される者

(2) 第2項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者

(3) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

10 前項の規定による応募又は応募の取下げは教職員の自発的な意思に委ねられるものであつて、教育委員会は教職員に対し、これらを強制してはならない。

11 教育委員会は、応募をした教職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている教職員である旨の認定（以下この条において「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をする人数を超える場合であつて、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、教育委員会は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。

(1) 応募者が募集実施要項又は第9項の規定に適合しない場合

(2) 応募者が応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（第9項第3号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合

(3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

1 2 教育委員会は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。

1 3 教育委員会が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行つた後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。

1 4 教育委員会は、認定を行つた後に生じた事情に鑑み、認定を受けた教職員（以下この項及び次項において「認定応募者」という。）が第16項第3号に規定する退職すべき期日（以下この項及び次項において「退職すべき期日」という。）に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

1 5 教育委員会は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。

1 6 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。

(1) 第12条第1項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

(2) 第19条第1項又は第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至つたとき。

(3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかつたとき（前2号に掲げるときを除く。）。

(4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び第9項第3号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。

(5) 第9項の規定により応募を取り下げたとき。

- 1 7 教育委員会は、この条の規定による募集及び認定について、募集実施要項（第11項に規定する方法を周知した場合にあつては当該方法を含む。）及び認定を受けた応募者の数を公表しなければならない。

第7条第8項中「前条」を「第6条の6」に改める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年11月1日から施行する。  
（芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の芦屋市職員の退職手当に関する条例（以下「新退職手当条例」という。）第6条及び第7条の3の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に実施した定年前に退職する意思を有する職員の募集に応募した職員で、退職すべき期日を施行日以後の期日とし、施行日以後に実施する新退職手当条例第7条の6に規定する募集に応募しない職員の退職手当については、なお従前の例による。  
（芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 第2条の規定による改正後の芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例（以下「新学校職員退職手当条例」という。）第5条の3及び第6条の4の規定にかかわらず、施行日前に実施した定年前に退職する意思を有する教職員の募集に応募した教職員で、退職すべき期日を施行日以後の期日とし、施行日以後に実施する新学校職員退職手当条例第6条の7に規定する募集に応募しない教職員の退職手当については、なお従前の例による。

## 参 照

芦屋市職員の退職手当に関する条例及び芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部改正要綱

### 1 改正の趣旨

国家公務員退職手当法施行令の一部改正を参考に、定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例を見直すとともに、定年前に退職する意思を有する職員の募集に係る募集実施要項の記載事項等を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

### 2 改正の内容

芦屋市職員の退職手当に関する条例及び芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部改正（第1条及び第2条関係）

（注：退職手当条例＝芦屋市職員の退職手当に関する条例，学校職員退職手当条例＝芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例）

#### (1) 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例の見直し

定年前早期退職の対象者を勤続期間20年以上、かつ、年齢が定年から15年を減じた年齢以上の職員（教職員を含む。以下同じ。）とし、その者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額及び当該月額に定年と退職の日における年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員については、100分の2）を乗じて得た額の合計額とする。

※現行は、勤続期間25年以上、かつ、定年から10年を減じた年齢以上の職員について、退職日給料月額及び当該月額に定年と退職の日における年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額

（退職手当条例第6条及び第7条の3並びに学校職員退職手当条例第5条の3及び第6条の4）

(2) 定年前に退職する意思を有する職員の募集に関する規定の整備

定年前に退職する意思を有する職員の募集（以下「募集」という。）について、募集実施要項の記載事項及び実施に当たって必要な事項を次のとおり定める。

ア 募集の実施

任命権者は、次に掲げる募集を行うことができる。

(ア) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的として行う募集

(イ) 職制、定数又は組織の改廃を円滑に実施することを目的として行う募集

イ 募集実施要項の作成及び職員への周知

任命権者は、募集を行うに当たっては、次に掲げる事項を記載した募集実施要項を作成し、募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

(ア) 募集の目的

(イ) 退職すべき期日（期間）、募集人数、対象職員の範囲

(ウ) 募集期間及び募集期間の終了までに応募上限数に達した時点で募集を満了するときは、その旨及び応募上限数

(エ) 内容を周知する説明会を開催する予定があるときは、その旨

(オ) 応募又は応募の取下げに係る手続

(カ) 応募者に対する認定結果に係る通知の予定時期

ウ 募集の期間に関する事項

任命権者は、募集期間を延長した場合及び募集期間が満了した場合は、直ちにその旨を募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

エ 応募又は応募の取下げ

(ア) 職員は、募集の期間中いつでも応募し、退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募を取り下げることができる。

(イ) 応募又は応募の取下げは、職員の自発的な意思に委ねられ、任命権者は職員に対し、これらを強制してはならない。

オ 定年前早期退職の認定

(ア) 任命権者は、応募をした職員（以下「応募者」という。）に対し、応募による退職が予定されている職員である旨の認定をする。

(イ) 任命権者は、あらかじめ、認定をする者の数を募集人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、募集人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。

(ウ) 任命権者は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、そ



の旨（認定をしない旨の決定をした場合は、その理由を含む。）を応募者に書面により通知する。

- (エ) 任命権者は、認定後に生じた事情により、認定を受けた職員（以下「認定応募者」という。）が退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。
- (オ) 任命権者は、認定応募者の退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合は、直ちに、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。

#### カ 認定の失効

認定応募者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。

- (ア) 懲戒免職等処分を受けて退職又は失職したとき。
- (イ) 職員が退職した後に引き続き職員又は職員以外の地方公務員等となった場合で退職手当の不支給に該当するに至ったとき。
- (ウ) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくはオ(オ)により認定応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき。
- (エ) 懲戒処分（懲戒免職の処分及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。
- (オ) 応募を取り下げたとき。

#### キ 募集及び認定の公表

任命権者は、募集及び認定について、募集実施要項及び認定応募者の数を公表しなければならない。

（退職手当条例第7条の6及び学校職員退職手当条例第6条の7）

### (3) その他所要の規定の整備

### 3 施行期日等

(1) 平成25年11月1日

(2) 施行日前に実施した募集に応募した職員で、退職すべき期日を施行日以後の期日とし、施行日以後に実施する募集に応募しない職員の退職手当については、なお従前の例による。